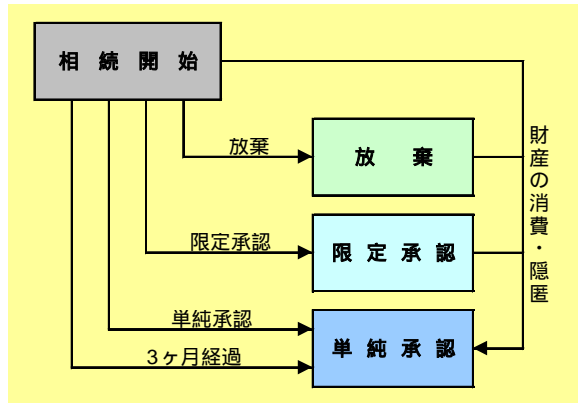


相続の単純承認・限定承認・放棄について

～さらに遺産分割と放棄の検討～

相続があった場合、相続人はその相続について単純承認・限定承認・放棄のいずれかを選択します



《1》相続放棄

相続放棄は一般的に財産よりも借金が多い場合に選択されます。相続では財産だけでなく借金も引継ぐため、原則として相続人が返済の義務を負います。あらかじめ、『財産も借金も引継がない!』と宣言(放棄)すれば、返済をしなくて構いません(ただし、その場合は財産も引継がないので自宅等を失う可能性があります)。

《2》限定承認

限定承認とは財産が借金よりも多かったら貰いますという宣言です。一般的には財産と債務のどちらが多いかわからない場合には限定承認をすると良いと言われています。

ただ、限定承認の場合には被相続人が財産を譲渡したものと取り扱われるため、所得税がかかることになりますので注意が必要です。

手続

限定承認及び相続放棄は原則3ヶ月以内に家庭裁判所へ申立をする必要があります。また限定承認は相続人全員で行う必要がありますが、相続放棄は1人でも行うことができます。この3ヶ月という期間は熟慮期間です。したがって、借金の存在を全く知らなかった場合などやむをえない事情があると認められるときは3ヶ月を超えても裁判所が申立を受理したケースもあり、最近は柔軟な対応をとっているようです。

《3》単純承認

単純承認は財産も借金も全て相続するというものです。単純承認は単純承認を選択した場合、3ヶ月以内に相続放棄・限定承認をしなかった場合、財産を消費又は隠匿した場合の3パターンに分けられます。実務上最も多いのは でしょうか。しかし注意が必要なのは です。限定承認及び相続放棄をした後であっても財産の消費や隠匿があった場合は、単純承認となります。相続があると様々な出費があるため生前に預金を下ろしておくといひ話がありますが、相続放棄や限定承認を行う可能性がある場合には避けておいたほうが無難です。

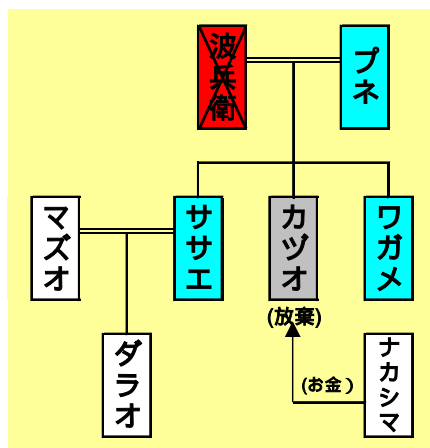


図1

遺産分割と相続放棄

相続が発生し、遺言書がない場合は相続人全員で遺産分割協議を行います。そこで納得すれば取り分をゼロにすることも可能です。そうすると相続放棄と同じ効果になるかと思われませんが・・・

【事例】カズオはナカシマから借金をしています。波兵衛が亡くなり相続人となりましたが、財産をもらってもどうせナカシマに返さなければならないので、遺産分割協議で財産はいらぬよと言いました。

この場合、判例はナカシマの権利を侵害したという立場をとります。つまり、ナカシマはカズオの取り分を浦・ササエ・ワガメに請求できることとなります。一方カズオが相続放棄をしていれば、判例はナカシマの権利を侵害した

たという立場をとりません。

図1のように相続放棄しておくのが正解でした。

相続放棄のご利用は計画的に・・・